

# 第1章 総則

## 第1 目 的

この基準は、消防法施行令(昭和36年政令37号)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の規定に基づき設置される消防用設備等について、法令解釈及び指導基準を明確にすることにより、那須地区消防組合における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第2 用 語

- 1 「法」とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- 2 「政令」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- 3 「省令」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- 4 「条例」とは、那須地区消防組合火災予防条例(平成27年10月1日条例第37号)をいう。
- 5 「条則」とは、那須地区消防組合火災予防条例施行規則(平成27年10月1日規則44号)をいう。
- 6 「建基法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- 7 「建基令」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- 8 「建基則」とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
- 9 「J I S」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)による日本産業規格をいう。
- 10 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- 11 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 12 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 13 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 14 「その他の構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- 15 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 16 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 17 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 18 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 19 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 20 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 21 「特定防火戸」とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- 22 「常時閉鎖式」とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。
- 23 「随時閉鎖式」とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものをいう。
- 24 「無窓階」とは、建築物の地上階のうち、省令第5条の5で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- 25 「普通階」とは、建築物の地上階のうち、省令第5条の5で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有する階をいう。

### 第3 運用上の留意事項

- 1 消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術背景等から防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために、当組合が付加した行政指導事項も含まれている。
- 2 これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。
- 3 審査基準中、無印は法令基準(法令解釈を含む。)をいい、▲は行政指導基準であることを示す印とし、●は法令基準に行政指導を加えた基準を示す印とする。

### 第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和 年 月 日から適用するものとする。
- 2 この基準の適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。(法令改正に係る事項を除く。)